

毎週火、金曜日発行(但休日と当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 鳥取県行政組織規則

規 則

鳥取県行政組織規則をここに公布する。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十三号

鳥取県行政組織規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 本庁

第一節 部、課、秘書課、企画室及び内部組織の設置(第五条・第六条)

第二節 分掌事務

第一款 部(第七条)

第二款 課、秘書課及び企画室(第八条―第十三条)

第三款 内部組織(第十四条)

第三節 職制及び職務(第十五条―第十七条)

第三章 附属機関(第十八条)

第四章 地方機関

第一節 通則(第十九条・第二十条)

第二節 総務部の所管に属する機関

第一款 東京事務所(第二十一条―第二十三条)

第二款 大阪事務所(第二十四条―第二十六条)

第三款 北九州事務所(第二十七条・第二十八条)

第四款 防災行政連絡所(第二十九条・第三十条)

第五款 自治研修所(第三十一条・第三十二条)

第六款 県税事務所(第三十三条・第三十四条)

第七款 印刷所(第三十五条・第三十六条)

第十三款 保母養成施設(第六十七条・第六十九条)

第三節 厚生部の所管に属する機関

第十四款 婦人保護施設(第七十条・第七十一条)

第一款 福祉事務所(第三十七条・第三十八条)

第十五款 保健所(第七十二条・第七十三条)

第二款 身体障害者更生相談所(第三十九条・第四十条)

第十六款 衛生研究所(第七十四条・第七十六条)

第三款 精神薄弱者更生相談所(第四十一条・第四十二条)

第十七款 病院(第七十七条・第七十九条)

第四款 肢体不自由者更生施設(第四十三条・第四十四条)

第十八款 高等看護学院(第八十条・第八十一条)

第五款 養護老人ホーム(第四十六条・第四十七条)

第十九款 准看護学院(第八十二条・第八十三条)

第六款 軽費老人ホーム(第四十八条・第四十九条)

第二十款 齒科衛生士学院(第八十四条・第八十五条)

第七款 児童相談所(第五十条・第五十二条)

第二十一款 優生保護相談所(第八十六条・第八十七条)

第八款 婦人相談所(第五十三条・第五十四条)

第二十二款 精神衛生相談所(第八十八条・第八十九条)

第九款 教護院(第五十五条・第五十七条)

第四節 商工労働部の所管に属する機関

第十款 精神薄弱児施設(第五十八条・第六十条)

第一款 検定所(第九十条・第九十一条)

第十一款 盲聾哑児施設(第六十一条・第六十三条)

第二款 物産館(第九十二条・第九十三条)

第十二款 肢体不自由児施設(第六十四条・第六十六条)

第三款 工業試験場(第九十四条・第九十六条)

十六款

第四款 労政事務所(第九十七条・第九十八条)

第五款 内職公共職業補導所(第九十九条・第一百条)

第十二款 放牧場(第三百三十六条・第三百三十七条)

第六款 職業訓練所(第一百一条・第一百三十一条)

第十三款 繭検定所(第三百三十八条・第四百条)

第七款 観光会館(第一百四十一条・第一百五十一条)

第十四款 蚕業指導所(第四百四十一条・第四百四十二条)

第五節 農林部の所管に属する機関

第十五款 林業試験場(第四百四十三条・第四百四十五条)

第一款 地方農林振興局(第一百六十一条・第一百八十一条)

第十六款 水産試験場(第四百四十六条・第四百四十八条)

第二款 農業改良普及所(第一百九十一条・第一百九十一条)

第十七款 水産会館(第四百四十九条・第五百十条)

第三款 農業試験場(第一百二十二条・第一百四十四条)

第十八款 魚市場(第五百十一条・第五百十二条)

第四款 果樹試験場(第一百五十一条・第一百七十一条)

第十九款 干拓事業所(第五百五十三条・第五百五十四条)

第五款 農産加工所(第一百八十一条・第一百二十条)

第六節 土木部の所管に属する機関

第六款 畜産試験場(第二百二十一条・第二百二十三条)

第一款 土木出張所(第五百五十五条・第五百五十六条)

第七款 中小家畜試験場(第二百二十四条・第二百二十六条)

第七節 職制及び職務(第五百五十七条・第五百五十九条)

第八款 蚕業試験場(第二百二十七条・第二百二十九条)

第五章 その他の機関

第九款 農業講習施設(第三十条・第三十一条)

第一節 社会保険事務所(第六十条・第六十二条)

第十款 病虫害防除所(第三百三十二条・第三百三十三条)

第三款

第十一款 家畜保健衛生所(第三百三十四条・第三百三十五条)

第二節 陸運事務所(第六十三条―第六十五条)
第六章 雑則(第六十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、知事の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関の設置、内部組織及び分掌事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(機関の分類)

第二条 知事の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関は、本庁、附属機関、地方機関及びその他の機関とする。

2 本庁とは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号、以下「法」という。)第五百八条の規定に基づき設置される部及び部の下に設けられる課(課に相当するものを含む。以下同じ。)並びに秘書課及び企画室をいう。

3 附属機関とは、法第三十八条の四第三項の規定に基づき設置される附属機関をいう。

4 地方機関とは、次の各号に掲げる機関をいう。

一 法第五十六条及び法附則第四条第二項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより設置される行政機関

二 法第五十八条第六項の規定に基づき設置される本庁以外の分課機関

三 法第二百四十四条第一項の規定に基づき設置される公の施設

5 その他の機関とは、次の各号に掲げる機関をいう。

一 地方自治法施行規程(昭和二十二年政令第十九号)第七十三条第一項の規定に基づき設置される社会保険事務所

二 地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第四百十三号)附則第三項の規定に基づき設置される陸運事務所

(臨時又は特命の事項を処理させるための本部等の設置)

第三条 前条の規定にかかわらず、知事は、臨時又は特命の事項を処理させるため、本部、事務局、協議会等を置くことができる。

(行政機能の發揮)

第四条 各機関は、知事の指揮監督のもとに機関相互の連絡を図り、すべて一体となって行政機能を發揮するよう努めなければならない。

第二章 本庁

第一節 部、課、秘書課、企画室及び内部組織の設置

(部の名称)

第五条 鳥取県部局設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第二号。以下「部局設置条例」という。)第一条の規定により設置された部は、次のとおりである。

- 総務部
- 厚生部
- 商工労働部

農林部
土木部

(課、秘書課、企画室及び内部組織の設置)

第六条 知事に直屬して、秘書課及び企画室を置き、秘書課に内部組織として庶務係及び秘書係を置く。

2 次の表の上欄に掲げる部に、当該中欄に掲げる課を置き、課に内部組織として当該下欄に掲げる係等を置く。

部	課	内部組織
総務部	総務管財課	経理室・管理係・財産係・設備係・外事係
	広報文書課	広報室・法制係・文書係・監理文教係 ・県史編纂室
人事課	人事課	人事係・給与係
	職員厚生課	厚生係・共済係・職員診療所
財政課	財政課	財政係・主計員・税制第一係・税制第二係

商工労働部		厚生部									
職業安定課	労働課	地下資源開発局	商工課	予防課	衛生課	国民年金課	保険課	婦人児童課	厚生援護課	統計課	地方課
庶務係・業務係・失業対策係・職業訓練係・調査係	労働係・労働福祉係		経理室・振興係・設備近代化係・指導係・監理係・通商係	衛生統計係・衛生施設係・保健係・母子衛生係・結核予防係・防疫係	管理係・医事係・薬事係・食品衛生係・環境衛生係・温泉係	庶務係・会計係・指導係・裁定係・記録係・業務係	庶務係・会計係・医療船員係・徴収係・業務第一係・業務第二係・国保指導係・国保業務係	母子福祉係・児童係・養護係	経理室・保護係・福祉係・社会係・調査係・補償係	調査係・産業係・生活統計係・普及係	行政係・振興係・財政係・税務係・消防係

農林部											
農地開拓課	水産課	造林課	林務課	蚕糸課	畜産課	農産園芸課	農業経済課	検査課	農政企画課	観光課	失業保険課
調整係・農地係・開拓係・経営指導係・移住係	漁政係・指導係・生産係・施設係	県営林室・造林係・保護係・普及指導係・林業専門技術員室	企画調査係・森林組合係・計画係・林道係・林産係・治山係	蚕業係・繭糸係	畜産経済係・和牛係・中小家畜係・酪農係・草地飼料係・衛生係	食糧農産係・植物防疫係・特産係・園芸係	農協指導係・農協検査係・金融係・農業共済係		経理室・構造改善室・専門技術員室・企画係・経営係・普及研究係・生活改善係	管理係・観光係・施設係	庶務係・適用給付係・徴収係・収納係

土木部							耕地課
建築課	砂防課	河港課	都市計画課	道路課	検査課	管理課	管理係・土地改良係・開墾建設係・災害係・調査係・中海干拓係
住宅係・指導係・一般管繕係・学校管繕係	砂防係・利水係	水政係・河川改良係・港湾係・防災係	計画係・建設係・空港建設係	路政係・補修係・改良係・橋梁係		経理室・用地係・建設業係・災害係	

3 前項に掲げるもののほか、農林部造林課営林室に管理係及び経営係を置く。

(部の分掌事務)
 第二節 分掌事務
 第一款 部

第七條 部の分掌事務は、部局設置条例第二条から第五条までに定めるところにより、次のとおりである。

総務部

- 一 職員の進退及び身分に関する事項
- 二 議会及び県の行政一般に関する事項
- 三 県の予算、税その他の財務に関する事項
- 四 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- 五 統計、広報、条例の立案その他他部の主管に属しない事項

厚生部

- 一 社会福祉に関する事項
- 二 社会保障に関する事項
- 三 保健衛生に関する事項
- 四 保健所に関する事項

商工労働部

- 一 商業及び工業に関する事項
- 二 物価の統制に関する事項
- 三 計量及び高圧ガス等の取締りに関する事項
- 四 労働に関する事項
- 五 観光に関する事項

農林部

- 一 農業、林業及び水産業に関する事項
- 二 農地関係の調整に関する事項
- 三 開拓及び入植に関する事項
- 四 農林水産物資の配給に関する事項

土木部

- 一 道路及び河川に関する事項
- 二 都市計画に関する事項
- 三 住宅及び建築に関する事項
- 四 港湾その他土木に関する事項

第二款 課、秘書課及び企画室

(秘書課及び企画室の分掌事務)

第八条 秘書課及び企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

秘書課

- 一 知事及び副知事の秘書に関する事項
- 二 行幸啓その他皇室に関する事項
- 三 庁中儀式に関する事項

企画室

- 一 県政に係る総合企画、連絡調整及び調査総合開発に関する事項
- 二 知事の特命事項に関する事項
- 三 知事会議に関する事項

(総務部各課の分掌事務)

第九条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務管財課

- 一 公有財産の取得管理及び処分に関する事項
- 二 公の施設に関する事項
- 三 庁舎の管理及び取締りに関する事項
- 四 庁内の電話、電気、機械その他諸施設の管理に関する事項
- 五 庁用自動車の管理に関する事項
- 六 行政無線及び防災行政連絡所に関する事項
- 七 海外渡航及び翻訳、通訳その他外事一般に関する事項
- 八 駐留軍関係要員の労務管理に関する事項

九 東京事務所、大阪事務所及び北九州事務所に関する事項

十 部内各課の予算経理、連絡協調及び庶務に関する事項

十一 その他他課の主管に属しないこと

広報文書課

- 一 広報に関する事項
- 二 公聴に関する事項
- 三 県民室の管理に関する事項
- 四 庁内放送に関する事項
- 五 条例及び規則の公布並びに公文の公表に関する事項
- 六 条例、規則、訓令等の審査に関する事項
- 七 文書の収受、発送、審査、浄書、記録及び保管に関する事項
- 八 県印並びに知事、副知事、部長、企画室長及び課長の職印の管守に関する事項
- 九 文書事務に係る指導監督に関する事項

人事課

- 十 私立学校及び私立各種学校に関する事項
- 十一 外国人の登録に関する事項
- 十二 宗教法人に関する事項
- 十三 自衛官の募集に関する事項
- 十四 県史の編纂に関する事項

一 職員の任免、配置、分限、懲戒、勤務成績の評定及び表彰に関する事項

二 位勲(戦没者に係るものを除く。)及び褒賞に関する事項

三 行政組織及び職員の定数に関する事項

四 職員の服務及び給与に関する事項

五 職員団体にに関する事項

六 その他人事管理に関する事項

職員厚生課

一 職員の勤務時間その他給与以外の勤務条件に関する事項

二 職員の研修、公務災害補償及び衛生管理に関する事項

- こと。
 - 三 恩給(旧軍人及び旧軍属関係を除く。)並びに退職年金及び退職一時金に関する事。
 - 四 事務能率に関する事。
 - 五 職員住宅の管理に関する事。
 - 六 地方職員共済組合に関する事。
 - 七 職員の互助会に関する事。
 - 八 自治研修所に関する事。
 - 九 その他職員の厚生福利に関する事。
- 財政課
- 一 県議会に関する事。
 - 二 予算その他財政に関する事。
 - 三 県に係る地方交付税に関する事。
 - 四 県税に関する事。
 - 五 都道府県間の事業税の分割に関する事。
 - 六 税理士の登録に関する事。
 - 七 県税事務所に関する事。
- 地方課

- 一 市町村その他公営団体の行政の総合指導及び監督に関する事。
 - 二 市町村職員の互助共済施設の指導監督に関する事。
 - 三 行政書士に関する事。
 - 四 市町村に係る地方交付税に関する事。
 - 五 市町村税の指導に関する事。
 - 六 貯蓄奨励に関する事。
 - 七 消防に関する事。
 - 八 災害対策に関する事。
- 統計課
- 一 国勢調査に関する事。
 - 二 人口統計、労働統計、教育統計、住宅統計、事業所統計、農林水産統計、商工統計及び消費統計に関する事。
 - 三 県経済連関統計及び県民所得の推計に関する事。
 - 四 統計思想の普及及び統計指導に関する事。

五 その他他課の所掌に属しない統計に関する事。

(厚生部各課の分掌事務)

第十条 厚生部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 厚生援護課
- 一 生活保護に関する事。
 - 二 身体障害者福祉に関する事。
 - 三 精神薄弱者福祉に関する事。
 - 四 老人福祉に関する事。
 - 五 災害救助に関する事。
 - 六 行旅死亡人に関する事。
 - 七 民生委員に関する事。
 - 八 社会福祉事業に関する事。
 - 九 社会福祉統計に関する事。
 - 十 社会福祉施設職員退職手当共済に関する事。
 - 十一 更生福祉に必要な物資に関する事。
 - 十二 消費生活協同組合に関する事。
 - 十三 公益質屋に関する事。
 - 十四 同和事業に関する事。

- 十五 引揚者の援護に関する事。
 - 十六 未復員者及び未引揚者並びにそれらの留守家族に関する事。
 - 十七 戦没者及びその遺族に関する事。
 - 十八 旧軍人及び旧軍属に関する事。
 - 十九 福祉事務所、身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所、肢体不自由者更生施設、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに関する事。
 - 二十 部内各課の予算経理、連絡協調及び庶務に関する事。
 - 二十一 その他部内他課の主管に属しないこと。
- 婦人児童課
- 一 児童福祉(母子衛生に係るものを除く。)に関する事。
 - 二 青少年問題対策の連絡調整に関する事。
 - 三 母子福祉に関する事。
 - 四 売春防止に関する事。
 - 五 婦人の福利厚生に関する事。

- 六 児童扶養手当に関すること。
- 七 児童相談所、婦人相談所、教護院、精神薄弱児施設、盲聾哑児施設、肢体不自由児施設、保母養成施設及び婦人保護施設に関すること。
- 八 国民健康保険に関すること。
- 九 健康保険に関すること。
- 一〇 厚生年金保険に関すること。
- 一一 船員保険に関すること。
- 一二 日雇労働者健康保険に関すること。
- 一三 国民健康保険団体連合会の指導監督に関すること。
- 一四 社会保険診療報酬支払基金事務所の指導監督に関すること。
- 一五 地方社会保険医療協議会に関すること。
- 一六 厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び厚生省所管一般会計(社会保険に係るものに限る。)の予算経理並びに国有財産及び物品に関すること。

- 一七 国民年金課
- 一八 国民年金特別会計及び厚生省所管一般会計(国民年金に係るものに限る。)の予算経理並びに国有財産及び物品に関すること。
- 一九 国民年金課に勤務する国家公務員の身分取扱に関すること。
- 二〇 衛生課
- 二一 保健衛生の企画調整に関すること。
- 二二 衛生教育に関すること。
- 二三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の施行に関すること。
- 二四 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者の身分及び業務に関すること。
- 二五 医療社会事業に関すること。

- 一 六 薬事法(昭和三十五年法律第一百四十五号)の施行に関すること。
- 二 七 麻薬類、覚醒剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること。
- 三 八 医薬品その他衛生資材の生産需給に関すること。
- 四 九 薬用植物の栽培に関すること。
- 五 十 食品衛生に関すること。
- 六 十一 調理師等食品関係者の身分及び業務に関すること。
- 七 十二 屠畜場及び屠畜に関すること。
- 八 十三 狂犬病予防及び飼犬管理に関すること。
- 九 十四 鼠族昆虫の駆除その他環境衛生に関すること。
- 十 十五 墓地、火葬場等に関すること。
- 十一 十六 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係者の身分及び業務に関すること。
- 十二 十七 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十二年法律第六十四号)の施行に関すること。

- 一 十八 温泉に関すること。
- 二 十九 保健所、衛生研究所、病院、高等看護学院、看護学院及び歯科衛生士学院に関すること。
- 三 予防課
- 四 一 人口動態統計調査及び衛生統計調査に関すること。
- 五 二 水道に関すること。
- 六 三 下水道の終末処理場に関すること。
- 七 四 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)の施行に関すること。
- 八 五 清掃施設の整備に関すること。
- 九 六 母子衛生に関すること。
- 十 七 優生保護及び受胎調節に関すること。
- 十一 八 原爆被爆者の健康管理に関すること。
- 十二 九 栄養の改善及び指導に関すること。
- 十三 十 成人病の予防に関すること。
- 十四 十一 精神衛生に関すること。
- 十五 十二 結核の予防に関すること。

- 十三 伝染病の予防及び検疫に関すること。
 - 十四 性病、癩、トラホーム、寄生虫病、地方病及びその他の疾病予防に関すること。
 - 十五 優生保護相談所及び精神衛生相談所に関すること。
- (商工労働部各課の分掌事務)
- 第十一条 商工労働部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 商工課
- 一 商工業の振興に関すること。
 - 二 工場誘致に関すること。
 - 三 貿易に関すること。
 - 四 中小企業等協同組合及び商工組合に関すること。
 - 五 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会その他商工団体にに関すること。
 - 六 商工金融に関すること。
 - 七 中小企業の診断に関すること。
 - 八 電気工事にに関すること。

- 九 電気用品の取締りに関すること。
 - 十 高圧ガス及び火薬類の取締りに関すること。
 - 十一 熱管理に関すること。
 - 十二 発明考案に関すること。
 - 十三 貸金業に関すること。
 - 十四 猟銃等製造販売事業の許可に関すること。
 - 十五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)に関すること。
 - 十六 検定所、物産館及び工業試験場に関すること。
 - 十七 その他商工業に関すること。
 - 十八 部内各課の予算経理、連絡協調及び庶務に関すること。
 - 十九 その他部内他課の主管に属しないこと。
- 地下資源開発局
- 一 鉱業診断及び鉱業の育成指導に関すること。
 - 二 地質及び地下資源の調査研究に関すること。
 - 三 地下資源の開発及び技術指導に関すること。
 - 四 水資源の調査及び技術指導に関すること。
 - 五 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)による公益の保護の調査等に関すること。

- 六 その他鉱業に関すること。
- 労政課
- 一 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)及び労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の施行に関すること。
 - 二 労働教育に関すること。
 - 三 労働者の福利厚生に関すること。
 - 四 労政事務所にに関すること。
- 職業安定課
- 一 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の施行に関すること。
 - 二 失業対策に関すること。
 - 三 職業訓練(身体障害者に係るものを除く。)に関すること。
 - 四 身体障害者及び炭鉱離職者の雇用促進に関すること。
 - 五 労働省関係職員の身分の取扱いに関すること。
 - 六 労働省所管一般会計の予算経理並びに国有財産及

- 七 公共職業安定所、内職公共職業補導所及び職業訓練所に関すること。
 - 八 その他職業安定行政に関すること。
- 失業保険課
- 一 失業保険に関すること。
 - 二 政府職員等の失業者退職手当に関すること。
 - 三 失業保険特別会計の予算経理並びに国有財産及び物品に関すること。
 - 四 公共職業安定所における失業保険業務の監察並びに失業保険適用事業所及び事務組合の監査に関すること。
 - 五 公共職業安定所における失業保険業務の指導及び監督に関すること。
 - 六 失業保険施設に関すること。
- 観光課
- 一 観光事業の振興に関すること。
 - 二 観光宣伝に関すること。

- 三 観光施設に関する事。
- 四 自然公園に関する事。
- 五 観光事業団体の育成及び指導に関する事。
- 六 大山観光会館に関する事。

(農林部各課の分掌事務)

第十二条 農林部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政企画課

- 一 農林行政に係る企画調整に関する事。
- 二 農業構造改善に関する事。
- 三 農畜産物の流通及び関連産業に関する事。
- 四 農業会議及び農業委員会に関する事。
- 五 農業経営改善に関する事。
- 六 農業改良の専門技術に関する事。
- 七 農業改良普及事業に関する事。
- 八 農村生活改善に関する事。
- 九 試験研究機関技術の総合調整に関する事。
- 十 地方農林振興局、農業改良普及所、農産加工所、

農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、蚕業試験場及び農業講習施設に関する事。

十一 部内各課の予算経理、連絡協調及び庶務に関する事。

十二 その他部内他課の主管に属しないこと。

検査課

- 一 農林部が分掌する土木工事執行の指導督励、工事の検査及び工事施行に関する監察に関する事。
- 二 農林部が分掌する土木工事の実施に係る部内各課及び地方機関の連絡調整に関する事。

農業経済課

- 一 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会の育成指導に関する事。
- 二 農業金融に関する事。
- 三 農業災害補償に関する事。

農産園芸課

- 一 食糧農産物に関する事。
- 二 植物防疫に関する事。

- 三 農業気象に関する事。
 - 四 肥料(分析及び鑑定を除く。)及び農業に関する事。
 - 五 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)に関する事。
 - 六 農産物の販売斡旋に関する事。
 - 七 園芸農産物及び工芸作物に関する事。
 - 八 農村工業及び農村副業に関する事。
 - 九 病虫害防除所に関する事。
- 畜産課
- 一 家畜及び家禽の検査に関する事。
 - 二 酪農に関する事。
 - 三 家畜市場に関する事。
 - 四 獣医師、装蹄師及び家畜商に関する事。
 - 五 飼料に関する事。
 - 六 牧野に関する事。
 - 七 家畜及び家禽の改良増殖に関する事。
 - 八 蜜蜂に関する事。

- 九 孵卵業者の登録に関する事。
 - 十 家畜衛生防疫に関する事。
 - 十一 家畜人工授精に関する事。
 - 十二 家畜保健衛生所及び放牧場に関する事。
 - 十三 その他家畜に関する事。
- 蚕糸課
- 一 養蚕及び栽桑の指導奨励に関する事。
 - 二 蚕種に関する事。
 - 三 副蚕糸に関する事。
 - 四 製糸業に関する事。
 - 五 蚕業技術普及員に関する事。
 - 六 繭検定所及び蚕業指導所に関する事。
 - 七 その他蚕糸に関する事。

林務課

- 一 林野行政の企画及び調整に関する事。
- 二 森林計画に関する事。
- 三 森林組合の指導監督に関する事。
- 四 林道に関する事。

- 五 治山、保安林及び地すべりの防止に関する事。
 - 六 林野の保全及び災害復旧に関する事。
 - 七 林業構造改善に関する事。
 - 八 入会林野整備に関する事。
 - 九 林産物及び特殊林産物に関する事。
 - 十 木炭県営検査に関する事。
 - 十一 木材業者及び製材業者の登録に関する事。
 - 十二 林業金融に関する事。
 - 十三 林業試験場に関する事。
 - 十四 その他他課の主管に属しない林業に関する事。
- と。
- 造林課
- 一 県営林に関する事。
 - 二 県営苗畑に関する事。
 - 三 林業種苗に関する事。
 - 四 造林に関する事。
 - 五 林業改良普及事業に関する事。
 - 六 森林国営保険に関する事。

- 七 鳥獣保護及び狩猟に関する事。
 - 八 森林の病虫獣害防除に関する事。
 - 九 林野の保護取締りに関する事。
 - 十 林業経営指導に関する事。
 - 十一 緑化推進に関する事。
- 水産課
- 一 水産業振興に関する事。
 - 二 漁業構造改善に関する事。
 - 三 漁業調整に関する事。
 - 四 漁業取締りに関する事。
 - 五 水産業協同組合その他水産関係団体に関する事。
- と。
- 六 漁業金融に関する事。
 - 七 漁撈及び水産物加工に関する事。
 - 八 水産増殖に関する事。
 - 九 水産業改良普及に関する事。
 - 十 漁船及び小型船舶に関する事。
 - 十一 水産資源保護に関する事。

- 十二 漁港その他漁業用施設に関する事。
 - 十三 水産物の流通に関する事。
 - 十四 水産試験場、水産会館及び魚市場に関する事。
 - 十五 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事。
 - 十六 その他水産に関する事。
- 農地開拓課
- 一 農地関係等の調整に関する事。
 - 二 農事調停に関する事。
 - 三 既墾地の自作農創設維持に関する事。
 - 四 農地の交換分合(工事を伴う交換分合を除く。)に関する事。
 - 五 国有農地の管理に関する事。
 - 六 開拓事業の総合企画に関する事。
 - 七 開拓地における農業経営及び農村建設の指導に関する事。
 - 八 増反者及び入植者に関する事。

- 九 開拓資金の融通に関する事。
 - 十 開拓地の文化施設に関する事。
 - 十一 移民に関する事。
 - 十二 開拓用地の取得管理及び処分に関する事。
 - 十三 開拓地における開墾及び開拓基金施設に関する事。
 - 十四 開拓農家の建築及び農用並びに開拓工用資材に関する事。
 - 十五 開拓関係団体に関する事。
- 耕地課
- 一 土地改良事業(干拓を含む。)に関する事。
 - 二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の施行(工事を伴わない交換分合を除く。)に関する事。
 - 三 耕地整理組合及び普通水利組合に関する事。
 - 四 農業土木用機械器具及び資材に関する事。
 - 五 土地改良事業に要する資金に関する事。
 - 六 農業水利の調整及び調査に関する事。

- 七 耕地の災害復旧に関すること。
 - 八 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)に基づき地籍調査に関すること。
 - 九 開拓地における建設工事に関すること。
 - 十 千拓事業所に関すること。
 - 十一 その他農業土木に関すること。
- (土木部各課の分掌事務)
- 第十三条 土木部各課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 管理課
- 一 土地等の収用及び使用に関すること。
 - 二 道路、河川、港湾その他土木に関する工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。
 - 三 建設省所管の国有財産に関すること。
 - 四 建設業に関すること。
 - 五 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の施行に関すること。
 - 六 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)の施行に関すること。

- 七 公有水面の埋立に関すること。
 - 八 土木災害事務の取りまとめに関すること。
 - 九 土木関係資材及び物資の需給調整に関すること。
 - 十 公衆電気通信業務の用に供する土地の使用等の認可及び裁定に関すること。
 - 十一 土木工事及びこれに要する資材の入札及び契約に関すること。
 - 十二 収用委員会に関すること。
 - 十三 不動産鑑定業に関すること。
 - 十四 部内各課の予算経理、連絡協調及び庶務に関すること。
 - 十五 その他部内他課の主管に属しないこと。
- 検査課
- 一 土木部が分掌する土木工事執行の指導督励、工事の検査及び工事施行に関する監察に関すること。
 - 二 土木部が分掌する土木工事の施行基準(設計単価及び歩掛を含む。)の作成に関すること。
 - 三 土木部が分掌する土木工事の実施に係る部内各課

- 及び地方機関の連絡調整に関すること。
- 道路課
- 一 道路及び橋梁に関すること。
 - 二 渡船場に関すること。
 - 三 地方鉄道、軌道、自動車道及び無軌道電車に関すること。
 - 四 道路占用及び沿道取締りに関すること。
 - 五 道路手の指導監督に関すること。
- 都市計画課
- 一 都市計画及び都市計画事業に関すること。
 - 二 土地区画整理に関すること。
 - 三 都市公園、緑地その他公共空地に関すること。
 - 四 屋外広告物に関すること。
 - 五 下水道(終末処理場)に関するものを除く。()に関すること。
 - 六 駐車場に関すること。
 - 七 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の施行に関すること。
- 河港課

- 一 河川及び港湾の維持管理及び工事に関すること。
 - 二 海岸保全区域及び運河の維持管理及び工事に関すること。
 - 三 水利(砂防課の主管に属するものを除く。)に関すること。
 - 四 水位及び潮位の観測に関すること。
 - 五 水防に関すること。
 - 六 県有船舶(他の主管に属するものを除く。)に関すること。
 - 七 漁港の工事に関すること。
 - 八 境港管理組合との連絡調整に関すること。
- 砂防課
- 一 砂防に関すること。
 - 二 地すべり防止に関すること。
 - 三 発電用水利の使用に関すること。
 - 四 河川総合開発計画に関すること。
 - 五 発電用堰堤えんていに関すること。
- 建築課

- 一 住宅の建築及び供給その他住宅に関すること。
- 二 宅地建物取引業に関すること。
- 三 住宅金融公庫委託業務に関すること。
- 四 地代家賃に関すること。
- 五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の施行に関すること。
- 六 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の施行に関すること。
- 七 防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第一百十号)の施行に関すること。
- 八 建築動態統計に関すること。
- 九 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)の施行に関すること。
- 十 県有建物の管轄に関すること。
- 十一 学校管轄に関すること。
- 十二 建築物評価に関すること。
- 十三 公共建物の委託管轄に関すること。
- 十四 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)

- の施行に関すること。
- 十五 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三百十四号)の施行に関すること。
- 十六 その他他課の主管に属しない宅地及び建築行政に関すること。

第三款 内部組織

(内部組織の分掌事務)

第十四条 内部組織の分掌事務は、課にあっては当該課の長が、秘書課にあっては秘書課長が定め、主管部長及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 前項の分掌事務を定め又はこれを変更するに当たっては、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。

第三節 職制及び職務

第十五条 部、課、秘書課及び企画室並びに課及び秘書

- 課の内部組織に、それぞれその長を置く。
- 2 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、部及び企画室に次長を、秘書課、課及び局に課長補佐又は局長補佐を、内部組織である係及び室に主任を置くことができる。
- 3 特命事項を分担させるため、必要があると認めるときは、部に主査を置くことができる。
- 第十六条 前条に定めるもののほか、課、秘書課及び企画室に吏員その他の職員を置く。

(事務分担)

第十七条 前条の職員の分担事務は、課にあっては課長が、秘書課にあっては秘書課長が、企画室にあっては企画室長がそれぞれ定めるものとする。

第三章 附属機関

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第十八条 法第百三十八条の四第三項の規定に基づき、附属機関として置かれたものは、次の表の上欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄

に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該下欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県総合開発審議会	鳥取県総合開発審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号)第一条及び第二条の規定による総合開発計画及び特定地域総合開発計画について調査審議並びに知事に対する報告又は勧告に関する事務	企画室
鳥取県財産評価審議会	鳥取県財産評価審議会設置条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第六号)第二条の規定による国有財産の購入、売却、交換等についての価格の調査審議に関する事務	総務管財課
鳥取県私立学	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第九条第二項の規定による私立大学以外の私立学校及び私立各種学校の設置等	

校審議会	並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	広報文書課
鳥取県史編さん審議会	鳥取県史編さん審議会設置条例(昭和三十八年三月鳥取県条例第七号)第二条の規定による鳥取県史の編纂についての調査審議に関する事務	
鳥取県自治研修所運営審議会	鳥取県自治研修所運営審議会設置条例(昭和三十一年三月鳥取県条例第二号)第二条の規定による研修計画、研修所経費の負担等についての審議に関する事務	職員厚生課
鳥取県固定資産評価審議会	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百一条の第二項及び第三項の規定による固定資産評価基準の細目及び固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告並びにその他固定資産	
鳥取県新市町村建設促進審議会	鳥取県新市町村建設促進審議会設置条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十六号)第一条の規定による新市町村建設計画の調整その他その実施の促進及び	地方課
鳥取県危険物取扱主任者等試験委員	消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の三第一項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による危険物取扱主任者試験及び映写技術者試験の実施に関する事務	
鳥取県防災会議	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第二項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	

鳥取県民生委員審査会	民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)第五条第二項及び第十一条第二項の規定による知事の民生委員の推薦及び解嘱の具申に対する意見の答申に関する事務	厚生援護課
鳥取県社会福祉審議会	社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第六条第二項の規定による社会福祉に関する事項(児童福祉に関する事項を除く。)の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務	
鳥取県更生資金運営審議会	鳥取県更生資金運営審議会設置条例(昭和二十八年三月鳥取県条例第三号)第二条の規定による更生資金の運営、貸付目標額の配分、一件十万円以上の貸付可否、償還不良者の強制回収、	
鳥取県医療扶助審議会	鳥取県医療扶助審議会条例(昭和三十年四月鳥取県条例第十八号)第一条及び第二条の規定による医療扶助の適正な実施を図るため要保護者の入院医療の要否その他医療の給付に関する事項の審議並びに知事に対する意見の答申に関する事務	
鳥取県児童福祉審議会	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第八条第四項及び第七項の規定による児童及び妊産婦の福祉に関する事項の調査審議並びに関係行政機関に対する意見の具申並びに芸能、出版物等の推薦及びこれらを作製し、興行する者に関する勧告に関する事務	
鳥取県保母試験委員	児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の定めると	

<p>鳥取県婦人更生資金運営委員会</p>	<p>鳥取県婦人更生資金運営委員会設置条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第八号)第三条の規定による更生資金運営の大綱、貸付の可否、延滞利子の免除、償還金の支払猶予、一時償還及び貸付の停止について、知事の諮問に応じ意見を答申する事務</p>	<p>鳥取県青少年問題協議会</p>	<p>鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号)第一条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務</p>
<p>婦人児童課</p>		<p>鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十六号)第一条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務</p>	

<p>会保険医療協議会</p>	<p>国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務</p>	<p>鳥取県国民健康保険審査会</p>	<p>国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務</p>
<p>保険課</p>	<p>国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務</p>	<p>鳥取県国民健康保険審査会</p>	<p>国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務</p>

<p>鳥取県公的医療整備審議会</p>	<p>鳥取県医療機</p>	<p>鳥取県環境衛生適正化審議会</p>	<p>鳥取県米子保健所運営協議会</p>	<p>鳥取県吉保保健所運営協議会</p>
<p>医療法第三十六条第一項の規定</p>	<p>医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十二条第二項の規定による医療機関の整備に関する重要事項の調査審議に関する事務</p>	<p>環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)第五十八条第二項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務</p>	<p>鳥取県米子保健所運営協議会</p>	<p>鳥取県吉保保健所運営協議会</p>

<p>鳥取県薬事審</p>	<p>鳥取県麻薬中毒審査会</p>	<p>鳥取県准看護婦試験委員</p>	<p>鳥取県あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員</p>	<p>療機関運営審議会</p>
<p>薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第四条第一項の規定</p>	<p>麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十三第三項の規定による麻薬中毒者の入院措置の審査に関する事務</p>	<p>保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二三三号)第二十五条第一項の規定による准看護婦試験の実施に関する事務</p>	<p>あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百七十号)第十三条第三項の規定によるあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に関する知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務</p>	<p>による公的医療機関の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務</p>

衛生課

鳥取県改良普及員資格試験審査委員	資格設定に関する条例(昭和十七年十二月鳥取県条例第五十九号)第十一条第二項の規定による改良普及員資格試験の試験成績の判定、その結果の答申等に関する事務	林務課
鳥取県農業共済保険審査会	農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十九条第一項、第三十一条及び第四百三十三条第二項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議に関する事務	農業経済課
鳥取県生乳取引調停審議会	鳥取県生乳取引調停審議会設置条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第二十一号)の規定による生乳等取引契約に係る紛争の調停に関する重要事項の調査審議に関する事務	畜産課
鳥取県森林審議会	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六十八条第二項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務	林務課
鳥取県鳥獣審議会	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第二十條ノ五第二項の規定による鳥獣の保護繁殖及び狩猟に関する重要事項の調査審議並びに同法同条第三項の規定による鳥獣の保護繁殖及び狩猟に関する重要事項についての関係行政庁に対する事務	造林課
鳥取県林業改良指導員資格試験審査委員会	鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号)第九条第三項の規定による林業改良指導員資格試験の試験課題の決定並びに試験成績の判定及びその結果の答申等に関する事務	

鳥取県網代漁港管理会 鳥取県境漁港管理会	漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第二十七条の規定による漁港の維持管理に関する重要事項の調査審議に関する事務	水産課
鳥取県開拓審議会	開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)第六条第二項及び第七条第二項の規定による知事の資金の貸付、一時償還の請求、支払の猶予等の進達に対する意見の答申及び開拓に関する重要事項の調査審議に関する事務	農地開拓課
鳥取県建設工事紛争審査会	建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十五条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についての斡旋、調停及び仲裁に関する事務	管理課
鳥取県都市計画地方審議会	都市計画審議会令(大正八年勅令第四百八十三号)第二条の規定による都市計画に関する事項の調査審議及び関係行政庁に対	
鳥取県屋外広告物審議会	鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)第十一条の規定による知事の諮問に応じて広告物に関する重要事項の調査審議に関する事務	都市計画課
鳥取県水防協議会	水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第八条第一項及び第二項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務	河港課
鳥取県地代家賃審査会	地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)第十五条第一項の規定による知事の行なう地代又は家賃の停止統制額又は認可統制額の減額に対する意見の答申に関する事務	
	建築基準法(昭和二十五年法律	

01070

01069

鳥取県建築審査会	第二百一十号(第七十八条の規定による特定行政庁又は建築主事の処分に対する異議申立ての裁定及び壁面線の指定等)に対する同意並びに同法施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	建築課
鳥取県建築士審議会	建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十八条の規定による同法に規定する同意についての議決、建築士に関する重要事項の調査審議及び建築士に関する事項についての関係官庁に対する建議に関する事務	
鳥取県二級建築士試験委員	建築士法第三十二条第一項の規定による二級建築士試験に関する事務	
鳥取県二級建築士選考委員	建築士法附則第六項の規定による二級建築士選考に関する事務	

第四章 地方機関
第一節 通則

(定義)

第十九条 この章において「庶務」とは、次の各号に掲げる事務をいう。

- 一 公印の管守
- 二 文書の收受、発送、審査、記録及び保管
- 三 所属職員的人事、給与及び厚生福利
- 四 予算その他の財務事務
- 五 事務所の管理

(内部組織の分掌事務)

第二十条 地方機関の内部組織の分掌事務は、別に定めがある場合を除くほか、当該地方機関の長が定め、主管部長及び知事に報告しなければならない。これを變更したときもまた同様とする。

2 前項の分掌事務を定め、又はこれを變更するに当たっては、事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。

第二節 総務部の所管に属する機関
第一款 東京事務所
(設置)
第二十一条 東京事務所を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県東京事務所	東京都

(分掌事務)

- 第二十二条 東京事務所は、中央各官庁及び諸機関との連絡を緊密にし、事務処理の円滑を図るため、次の各号に掲げる事務を分掌する。
- 一 各省その他の国の機関、中央諸機関及び府県中央連絡機関等との連絡に関すること。
 - 二 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること。
 - 三 県内物産に関する宣伝、紹介、斡旋及び展示販売に関すること。
 - 四 宿泊施設に関すること。

五 その他知事の特命事項に関すること。
(内部組織)
第二十三条 東京事務所に行行政連絡部、物産斡旋部及びえびす寮を置く。

第二款 大阪事務所

(設置)
第二十四条 大阪事務所を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県大阪事務所	大阪市

(分掌事務)

- 第二十五条 大阪事務所は、本県と大阪市及びその近隣都市との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次の各号に掲げる事務を分掌する。
- 一 諸物産の販売斡旋に関すること。
 - 二 受注斡旋に関すること。
 - 三 生産資材その他諸物資の購入斡旋に関すること。

鳥取県羽合町防災行政連絡所	東伯郡羽合町	東伯郡羽合町
鳥取県青谷町防災行政連絡所	気高郡青谷町	気高郡青谷町
鳥取県鹿野町防災行政連絡所	気高郡鹿野町	気高郡鹿野町
鳥取県気高町防災行政連絡所	気高郡気高町	気高郡気高町
鳥取県若桜町防災行政連絡所	八頭郡若桜町	八頭郡若桜町
鳥取県智頭町防災行政連絡所	八頭郡智頭町	八頭郡智頭町
鳥取県佐治村防災行政連絡所	八頭郡佐治村	八頭郡佐治村
鳥取県用瀬町防災行政連絡所	八頭郡用瀬町	八頭郡用瀬町
鳥取県八東町防災行政連絡所	八頭郡八東町	八頭郡八東町
鳥取県河原町防災行政連絡所	八頭郡河原町	八頭郡河原町
鳥取県船岡町防災行政連絡所	八頭郡船岡町	八頭郡船岡町
鳥取県那家町防災行政連絡所	八頭郡那家町	八頭郡那家町

鳥取県泊村防災行政連絡所	東伯郡泊村	東伯郡泊村
鳥取県東郷町防災行政連絡所	東伯郡東郷町	東伯郡東郷町
鳥取県三朝町防災行政連絡所	東伯郡三朝町	東伯郡三朝町
鳥取県関金町防災行政連絡所	東伯郡関金町	東伯郡関金町
鳥取県北条町防災行政連絡所	東伯郡北条町	東伯郡北条町
鳥取県大栄町防災行政連絡所	東伯郡大栄町	東伯郡大栄町
鳥取県東伯町防災行政連絡所	東伯郡東伯町	東伯郡東伯町
鳥取県赤碕町防災行政連絡所	東伯郡赤碕町	東伯郡赤碕町
鳥取県西伯町防災行政連絡所	西伯郡西伯町	西伯郡西伯町
鳥取県会見町防災行政連絡所	西伯郡会見町	西伯郡会見町
鳥取県岸本町防災行政連絡所	西伯郡岸本町	西伯郡岸本町
鳥取県伯仙町防災行政連絡所	西伯郡伯仙町	西伯郡伯仙町

四 職業の斡旋に関すること。
 五 関西商況、海外市場の状況その他の調査及び情報連絡に関すること。
 六 本県物産の陳列及び展示に関すること。
 七 観光の宣伝に関すること。
 八 工場の誘致に関すること。
 九 簡易宿泊施設に関すること。
 (内部組織)
 第二十六条 大阪事務所にて農産物斡旋部及び分室を置く。
 2 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県神戸貿易事務所	神戸市

第三款 北九州事務所
 (設置)
 第二十七条 北九州事務所を次のとおり置く。

(分掌事務)
 第二十八条 北九州事務所は、本県と北九州市及びその近隣都市との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次の各号に掲げる事務を分掌する。
 一 諸物産の販売斡旋に関すること。
 二 受注斡旋に関すること。
 三 九州商況等の調査及び情報連絡に関すること。
 四 観光の宣伝に関すること。
 第四款 防災行政連絡所
 (設置)
 第二十九条 防災行政連絡所を次のとおり置く。

名 称	位 置	管轄区域
鳥取県岩美町防災行政連絡所	岩美郡岩美町	岩美郡岩美町
鳥取県国府町防災行政連絡所	岩美郡国府町	岩美郡国府町

名 称	位 置
鳥取県北九州事務所	北九州市

(設置)
第三十一条 自治研修所を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県自治研修所	鳥取市

(分掌事務)
第三十二条 自治研修所は、県職員及び市町村職員の資質を向上し、事務能率の増進を図るため、研修に関する事務を分掌する。

第六款 県税事務所

(名称、位置及び管轄区域)
第三十三条 県税事務所設置条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第二十六号)第二条の規定により設置された県税事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県東部県税事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡

鳥取県淀江町防災行政連絡所	西伯郡淀江町	西伯郡淀江町
鳥取県大山町防災行政連絡所	西伯郡大山町	西伯郡大山町
鳥取県名和町防災行政連絡所	西伯郡名和町	西伯郡名和町
鳥取県中山町防災行政連絡所	西伯郡中山町	西伯郡中山町
鳥取県日野町防災行政連絡所	日野郡日野町	日野郡日野町
鳥取県日南町防災行政連絡所	日野郡日南町	日野郡日南町
鳥取県江府町防災行政連絡所	日野郡江府町	日野郡江府町
鳥取県溝口町防災行政連絡所	日野郡溝口町	日野郡溝口町

(分掌事務)

第三十条 防災行政連絡所は、県下の水災、火災その他の災害の警戒、防除及び救護並びに行政連絡を迅速に行ない、県と町村との間の連絡を円滑にするための事務を分掌する。

第五款 自治研修所

鳥取県中部県税事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西部県税事務所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(内部組織及び分掌事務)

第三十四条 次の表の上欄に掲げる県税事務所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

鳥取県東部県税事務所		鳥取県中部県税事務所		鳥取県西部県税事務所	
総務課	庶務係・管理係・徴収係	課税課	直税第一係・直税第二係・間税係	課税課	直税第一係・直税第二係・間税係
総務課	庶務係・管理係・徴収係	課税課	直税第一係・直税第二係・間税係	課税課	直税第一係・直税第二係・間税係

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 総務課
- 一 県税及び県税に係る税外収入の徴収決定、徴収及び滞納処分に関すること。
 - 二 県税に係る税外収入の減免に関すること。
 - 三 還付金の還付及び充当に関すること。
 - 四 納税貯蓄組合の普及及び指導に関すること。
 - 五 県税の周知宣伝及び納税の指導に関すること。
 - 六 県税に係る徴収金の徴収に関する犯則の取締りに関すること。
 - 七 職員宿泊施設に関すること。(鳥取県東部県税事務所を除く。)
 - 八 庶務に関すること。
- 課税課
- 一 県税の賦課に関すること。(ただし、総務課の分掌に属するものを除く。)
 - 二 県税の減免に関すること。
 - 三 県税の賦課に関する犯則の取締りに関すること。
- 第七款 印刷所

(設置)
第三十五条 印刷所を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県印刷所	鳥取市

(分掌事務)
第三十六条 印刷所は、県が発行し、又は使用する印刷物の印刷事務を分掌する。

第三節 厚生部の所管に属する機関

第一款 福祉事務所

(名称、位置及び管轄区域)

第三十七条 鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例(昭和三十年三月鳥取県条例第八号)第一条の規定により設置された福祉事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取県東部福祉事務所	鳥取市	岩美郡、八頭郡及び気高郡

鳥取県中部福祉事務所	倉吉市	東伯郡
鳥取県西部福祉事務所	米子市	西伯郡及び日野郡

(内部組織及び分掌事務)
第三十八条 次の表の上欄に掲げる福祉事務所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

鳥取県東部福祉事務所	福祉課	保護第一係・保護第二係
	社会課	庶務係・援護係
鳥取県中部福祉事務所	福祉課	保護第一係・保護第二係・家庭児童相談室
	社会課	庶務係・援護係
鳥取県西部福祉事務所	福祉課	保護第一係・保護第二係
	社会課	庶務係・援護係

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

社会課

- 一 母子の福祉に関すること。
- 二 社会福祉施設及び児童福祉施設に関すること。
- 三 救済援護に必要な物資に関すること。
- 四 災害救助に関すること。
- 五 同和事業に関すること。
- 六 消費生活協同組合及び公益質屋に関すること。
- 七 民生委員に関すること。
- 八 青少年の健全育成に関すること。
- 九 戦傷病者の更生援護に関すること。
- 十 未帰還者留守家族等の援護に関すること。
- 十一 その他社会福祉に関すること。
- 十二 庶務に関すること。

福祉課

- 一 生活保護に関すること。
- 二 生活保護法に基づく医療機関の指導に関すること。
- 三 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

- 四 身体障害者の福祉に関すること。
- 五 精神薄弱者の福祉に関すること。
- 六 老人の福祉に関すること。
- 七 児童の福祉に関すること。

(設置)

第三十九条 身体障害者更生相談所を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県身体障害者更生相談所	鳥取市

(分掌事務)

第四十条 身体障害者更生相談所は、身体障害者の相談に応じ、その医学的、心理学的及び職能的判定を行ない、並びにこれに付随して必要な指導を行なう事務を分掌する。

(設置)

第四十一条 精神薄弱者更生相談所を次のとおり置く。

第三款 精神薄弱者更生相談所

名	称	位	置
鳥取県精神薄弱者更生相談所		鳥取市	

(分掌事務)

第四十二条 精神薄弱者更生相談所は、精神薄弱者の福祉に関する主として次の事務を分掌する。

- 一 精神薄弱者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。
- 二 十八才以上の精神薄弱者の医学的、心理学的及び職能的判定を行ない、並びにこれに付随して必要な指導を行なうこと。

第四款 肢体不自由者更生施設

(名称及び位置)

第四十三条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号。以下「社会福祉施設設置条例」という。)第二条の規定により設置された肢体不自由者更生施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立身体障害者更生指導所		鳥取市	

(分掌事務)

第四十四条 肢体不自由者更生施設は、補装具施設を附置し、肢体不自由者の更生に必要な治療及び訓練並びに補装具の製作及び修理に関する事務を分掌する。

(内部組織)
第四十五条 肢体不自由者更生施設に、管理係及び業務係を置く。

第五款 養護老人ホーム

(名称及び位置)

第四十六条 社会福祉施設設置条例第二条の規定により設置された養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立母来寮		東伯郡羽合町	

01078

名	称	位	置
鳥取県立岩井長者寮		岩美郡岩美町	

(分掌事務)

第四十九条 軽費老人ホームは、低所得階層に属する老人であつて身寄りのない者等を收容し、給食その他日常生活に必要な便宜を与える事務を分掌する。

第七款 児童相談所

(分掌事務)

第四十七条 養護老人ホームは、六十五才以上の者であつて、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを收容して養護する事務を分掌する。

第六款 軽費老人ホーム

(名称及び位置)

第四十八条 社会福祉施設設置条例第二条の規定により設置された軽費老人ホームの名称及び位置は、次のとおりである。

(設置)

第五十条 児童相談所を次のとおり置く。

名	称	位置	管轄区域
鳥取県中央児童相談所		鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡
鳥取県倉吉児童相談所		倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子児童相談所		米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

(分掌事務)

第五十一条 児童相談所は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十五条の二の規定による主として児童の福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関する事務を分掌する。

2 前項の規定にかかわらず、鳥取県中央児童相談所は、必要に応じて他の児童相談所を援助するとともに、その連絡調整を図るものとする。

(内部組織)

第五十二条 次の表の上欄に掲げる児童相談所ごとに、

それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

鳥取県中央児童相談所	庶務係・相談保護係・判定指導係
鳥取県倉吉児童相談所	庶務係・相談保護係
鳥取県米子児童相談所	庶務係・相談保護係

第八款 婦人相談所

(設置)

第五十三条 婦人相談所を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県婦人相談所		鳥取市	

(分掌事務)

第五十四条 婦人相談所は、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十四条第二項の規定による要保護女子の保護更生に関する事項について、主として次の各号に掲げる事務を分掌する。
一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応

ずること。

二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行ない、並びにこれらに附随して必要な指導を行なうこと。
三 要保護女子の一時保護を行なうこと。

第九款 教護院

(設置)

第五十五条 教護院を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県立英徳学校		米子市	

(分掌事務)

第五十六条 教護院は、児童福祉法第四十四条の規定による不良行為をなし、又はなす虞おそれのある児童を入院させて、これを教護する事務を分掌する。

(内部組織)

第五十七条 教護院に庶務係及び教護部を置く。

第十款 精神薄弱児施設

(名称及び位置)

第五十八条 社会福祉施設設置条例第二条の規定により設置された精神薄弱児施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立皆成学園		倉吉市	

(分掌事務)

第五十九条 精神薄弱児施設は、精神薄弱の児童を収容してこれを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える事務を分掌する。

(内部組織)

第六十条 精神薄弱児施設に庶務係及び養護部を置く。

第十一款 盲聾啞児施設

(名称及び位置)

第六十一条 社会福祉施設設置条例第二条の規定により設置された盲聾啞児施設の名称及び位置は、次のとお

りである。

名	称	位	置
鳥取県立積善学園		鳥取市	

(分掌事務)

第六十二条 盲聾啞児施設は、盲児(強度の弱視児を含む。)又は聾啞児(強度の難聴児を含む。)を収容してこれを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助を与える事務を分掌する。

(内部組織)

第六十三条 盲聾啞児施設に庶務係、盲部及び聾啞部を置く。

第十二款 肢体不自由児施設

(名称及び位置)

第六十四条 社会福祉施設設置条例第二条の規定により設置された肢体不自由児施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立整肢学園		米子市	

(分掌事務)

第六十五条 肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能の不自由な児童を治療するとともに、独立生活に必要な知識技能を与える事務を分掌する。

(内部組織)

第六十六条 肢体不自由児施設に庶務係、監理係、医務部、看護部及び生活指導部を置く。

第十三款 保母養成施設

(名称及び位置)

第六十七条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十六号)第二条の規定により設置された保母養成施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立保育専門学院		倉吉市	

(分掌事務)

第六十八条 保母養成施設は、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三条第一項に規定する保母を養成するための事務を分掌する。

(内部組織)

第六十九条 保母養成施設に庶務係及び教務部を置く。

第十四款 婦人保護施設

(名称及び位置)

第七十条 社会福祉施設設置条例第二条の規定により設置された婦人保護施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立婦人寮		鳥取市	

(分掌事務)

第七十一条 婦人保護施設は、売春防止法第三十六条の規定による要保護女子の収容保護に関する事務を分掌する。

第十五款 保健所

(名称、位置及び管轄区域)

第七十二条 保健所法(昭和二十二年法律第百一号)第一条の規定により設置された保健所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名	称	位	置	管	轄	区	域
鳥取県鳥取保健所		鳥取市		鳥取市及び	岩美郡		
鳥取県那家保健所		八頭郡那家町		八頭郡			
鳥取県浜村保健所		気高郡気高町		気高郡			
鳥取県倉吉保健所		倉吉市		倉吉市及び	東伯郡		
鳥取県米子保健所		米子市		米子市、	境港市及	西伯郡	
鳥取県根雨保健所		日野郡日野町		日野郡			

(内部組織及び分掌事務)

第七十三条 次の表の上欄に掲げる保健所ごとに、それ

ぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥取保健所	総務課		衛生課	保健予防課	
	庶務係・普及係	予防係・指導係		食品環境係・試験検査係	
鳥取県那家保健所	総務課		衛生課	保健衛生課	
				衛生係・指導係	
鳥取県浜村保健所	総務課		保健衛生課	総務課	
				衛生係・指導係	
鳥取県倉吉保健所	総務課		保健予防課	総務課	
				庶務係・普及係	
鳥取県米子保健所	総務課		保健予防課	衛生課	
				予防係・指導係	食品環境係・試験検査係

鳥取県根雨保健所	保健衛生課	衛生係・指導係
	総務課	庶務係・普及係
鳥取県米子保健所	衛生課	予防係・指導係
	総務課	庶務係・普及係
衛生課		食品環境係・試験検査係

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、保健衛生課の分掌事務は、保健予防課及び衛生課の分掌事務を合わせたものとする。

総務課

- 一 医療法及び薬事法の施行に関すること。
- 二 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者の身分及び業務に関すること。
- 三 麻薬類、覚醒剤及び毒劇物の指導取締りに関すること。
- 四 医薬品その他衛生資材の需給に関すること。

- 五 衛生教育に関すること。
 - 六 人口動態その他衛生に関する調査及び統計に関すること。
 - 七 医療社会事業に関すること。
 - 八 その他他課の所管に属しない公衆衛生に関すること。
 - 九 庶務に関すること。
- 保健予防課
- 一 結核の予防に関すること。
 - 二 急性伝染病の予防及び防疫に関すること。
 - 三 性病、トラホーム、寄生虫病その他慢性病に関すること。
 - 四 保健婦等の業務指導に関すること。
 - 五 優生保護及び母子衛生に関すること。
 - 六 精神衛生に関すること。
 - 七 栄養の改善及び指導に関すること。
 - 八 口腔衛生に関すること。
 - 九 その他保健向上に関すること。

衛生課

- 一 建築物衛生及び清掃衛生の改善及び向上に関すること。
- 二 鼠族昆虫の駆除その他環境衛生に関すること。
- 三 理美容所、旅館、興行場等環境衛生関係者の身分及び業務に関すること。
- 四 上水道及び下水道の衛生に関すること。
- 五 墓地及び埋火葬場に関すること。
- 六 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の施行に関すること。
- 七 温泉に関すること。
- 八 食品衛生に関すること。
- 九 調理師等食品関係者の身分及び業務に関すること。
- 十 屠畜場及び屠畜に関すること。
- 十一 狂犬病予防及び飼犬管理に関すること。
- 十二 保健衛生の試験検査及び研究に関すること。

(設置)
第七十四条 衛生研究所を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県衛生研究所		鳥取市	

(分掌事務)

- 第七十五条 衛生研究所は、地方公衆衛生に係る次の各号に掲げる事務を分掌する。
- 一 細菌学的検査に関すること。
 - 二 化学試験に関すること。
 - 三 病理臨床試験検査に関すること。
 - 四 食品の衛生検査に関すること。
- (内部組織)
第七十六条 衛生研究所に庶務係、理化学試験科及び細菌検査科を置く。
- 第十七款 病院
第七十七条 鳥取県立病院の設置及び管理に関する条例

(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号) 第二条の規定により設置された病院の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立中央病院		鳥取市	
鳥取県立厚生病院		倉吉市	

(分掌事務)

第七十八条 病院は、公衆に対して適正な医療を行ない、あわせて医療の向上に寄与するための事務を分掌する。

(内部組織)

第七十九条 次の表の上欄に掲げる病院ごとに、それぞれ中欄に掲げる科及び室を置き、科の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

第一内科	
第二内科	
小児科	

鳥取県立中央病院

整形外科	
皮膚科	
泌尿器科	
産婦人科	
眼科	
耳鼻咽喉科	
理学診療科	
歯科	
検査室	
看護科	
薬剤科	
事務科	庶務係・会計係・医事係・給食係
内科	
小児科	
外科	
整形外科	

鳥取県立厚生病院

皮膚泌尿器科	
産婦人科	
眼科	
耳鼻咽喉科	
理学診療科	
検査室	
看護科	
薬剤科	
事務科	庶務係・会計係・医事係・給食係

第十八款 高等看護学院

(名称及び位置)
第八十条 鳥取県立高等看護学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十三号) 第二条の規定により設置された高等看護学院の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立高等看護学院		鳥取市	

(分掌事務)

第八十一条 高等看護学院は、看護婦として必要な知識及び技能を修得させるための事務を分掌する。

第十九款 准看護学院

(名称及び位置)
第八十二条 鳥取県立准看護学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十四号) 第二条の規定により設置された准看護学院の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立准看護学院		倉吉市	

(分掌事務)

第八十三条 准看護学院は、准看護婦として必要な知識及び技能を修得させるための事務を分掌する。

第二十款 歯科衛生士学院

(名称及び位置)
第八十四条 鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に

関する条例(昭和三十三年三月鳥取県条例第十五号) 第二条の規定により設置された歯科衛生士学院の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立歯科衛生士学院		鳥取市	

(分掌事務)

第八十五条 歯科衛生士学院は、歯科衛生士として必要な知識及び技能を修得させるための事務を分掌する。

第二十一条 優生保護相談所

(設置)

第八十六条 優生保護相談所を次のとおり置く。

名	称	位	置	管轄区域
鳥取県鳥取優生保護相談所		鳥取市		鳥取市及び岩美郡
鳥取県那家優生保護相談所		八頭郡那家町		八頭郡
鳥取県浜村優生保護相談所		気高郡気高町		気高郡

鳥取県倉吉優生保護相談所

倉吉市

倉吉市及び東伯郡

鳥取県米子優生保護相談所

米子市

米子市、境港市及び西伯郡

鳥取県根雨優生保護相談所

日野郡日野町

日野郡

(分掌事務)

第八十七条 優生保護相談所は、優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)第二十條の規定による優生保護の見地から結婚の相談に応じ、遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導事務を分掌する。

第二十二款 精神衛生相談所

(設置)

第八十八条 精神衛生相談所を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県精神衛生相談所		米子市	

(分掌事務)

第八十九条 精神衛生相談所は、精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第七条第二項の規定による精神衛生に関する相談及び指導を行ない、又、精神衛生に関する知識の普及事務を分掌する。

第四節 商工労働部の所管に属する機関

第一款 検定所

(設置)

第九十条 検定所を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県計量検定所		鳥取市	

(分掌事務)

第九十一条 検定所は、計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第八十六条の規定による計量器の検定に関する事務を分掌する。

第二款 物産館

(設置)

第九十二条 物産館を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県物産館		鳥取市	

(分掌事務)

第九十三条 物産館は、県内物産を陳列展示し、商取引の促進を図り、商工業の振興に関する事務を分掌する。

第三款 工業試験場

(設置)

第九十四条 工業試験場を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県工業試験場		鳥取市	

(分掌事務)

第九十五条 工業試験場は、工業(金属工業を除く。)に関する試験研究並びに指導を行ない、その振興を図るため、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 木製品(竹工業、漆工業、柾柳工業及び製材業を含む。)、製紙、醸造、染織、窯業等の工業に関する

る調査並びに総合企画に関すること。

二 工業用原材料及び製品の分析試験鑑定に関すること。

三 工業用材料、機械器具及び製作技術に関する試験研究並びに指導に関すること。

四 試作品及び見本品の配布に関すること。

五 工業に関する意匠圖案の研究及び指導に関すること。

六 展示会、講習会等の開催、技術の指導及び技能者の養成に関すること。

七 その他工業の振興に関すること。

(内部組織)

第九十六条 工業試験場に庶務係、化学科、産業工芸科、木材工業科及び分場を置く。

2 分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
鳥取県工業試験場境港分場		境港市	

第四款 労政事務所
(名称、位置及び管轄区域)

第九十七条 鳥取県労政事務所設置条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第三十九号)第一条の規定により設置された労政事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名	称	位	置	管	轄	区	域
鳥取県鳥取労政事務所		鳥取市		鳥取市、岩美郡及び気高郡			
鳥取県倉吉労政事務所		倉吉市		倉吉市及び東伯郡			
鳥取県米子労政事務所		米子市		米子市、境港市、西伯郡及び日野郡			

(分掌事務)

第九十八条 労政事務所は、労働組合、労働教育、労働関係調整法第三十七条第一項の規定による争議行為の予告通知の受理その他労働に関する事務を分掌する。

第五款 内職公共職業補導所

(設置)

第九十九条 内職公共職業補導所を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県内職公共職業補導所		鳥取市	

(分掌事務)

第一百条 内職公共職業補導所は、家庭外において就業することの困難な未亡人、主婦、身体障害者、高令者等に対し、内職に関する調査、相談又は斡旋事務を分掌する。

第六款 職業訓練所

(名称及び位置)

第一百一条 鳥取県職業訓練所設置条例(昭和三十三年六月鳥取県条例第二十六号)第一条の規定により設置された職業訓練所の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県倉吉職業訓練所		倉吉市	
鳥取県米子職業訓練所		米子市	

(分掌事務)

第一百二条 職業訓練所は、職業訓練法(昭和三十三年法律第三十三号)第五条の規定による求職者に対して、基礎的な技能に関する職業訓練の実施事務を分掌する。

(内部組織)

第一百三条 職業訓練所に庶務係及び訓練係を置く。

第七款 観光会館

(名称及び位置)

第一百四条 鳥取県立大山観光会館の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十七号)第二条の規定により設置された観光会館の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立大山観光会館		西伯郡大山町	

(分掌事務)

第一百五条 観光会館は、大山隠岐国立公園における観光

利用に供するための事務を分掌する。

第五節 農林部の所管に属する機関

第一款 地方農林振興局

(名称、位置及び管轄区域)

第一百六条 鳥取県地方農林振興局設置条例(昭和三十六年五月鳥取県条例第十九号)第一条の規定により設置された地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡
鳥取県八頭地方農林振興局	八頭郡那家町	八頭郡
鳥取県倉吉地方農林振興局	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子地方農林振興局	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野地方農林振興局	日野郡日野町	日野郡

(内部組織及び分掌事務)

第一百七条 次の表の上欄に掲げる地方農林振興局ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係及び主任を置く。

農林振興局	振興課	林業課	耕地課
鳥取県鳥取地方農林振興局	庶務係・企画主任・農務主任・経済主任・畜産主任・蚕業主任	林政係・普及指導係・施設係	管理係・事業係
鳥取県八頭地方農林振興局	庶務係・企画主任・農務主任・経済主任・畜産主任・蚕業主任	林政係・普及指導係・施設係	管理係・事業係
鳥取県倉吉地方農林振興局	庶務係・企画主任・農務主任・経済主任・畜産主任・蚕業主任	林政係・普及指導係・施設係	管理係・事業係・調査係・農営事業係

- 前項に掲げるもののほか、鳥取県米子地方農林振興局振興課の事務を分掌させるため、境港水産事務所を境港市に置く。
- 地方農林振興局長は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて課の事務を分掌させるための駐在所を置くことができる。
- 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農林振興局	振興課	林業課	耕地課
鳥取県米子地方農林振興局	庶務係・企画主任・農務主任・経済主任・畜産主任・蚕業主任	林政係・普及指導係・施設係	管理係・事業係
鳥取県日野地方農林振興局	庶務係・企画主任・農務主任・経済主任・畜産主任・蚕業主任	林政係・普及指導係・施設係	管理係・事業係

- 地域農林水産業振興対策に関すること。
- 農業協同組合等農業団体の振興対策に関すること。
- 農業金融対策に関すること。
- 農業生産及び経営合理化対策に関すること。
- 農水産業の改良普及に関すること。
- 農業共済に関すること。
- 果樹等特産物振興対策に関すること。
- 食糧管理法の施行に関すること。
- 自作農創設維持に関すること。
- 開拓地における農業経営及び農村建設の指導に関すること。
- 海外移住促進に関すること。
- 畜産振興対策及び指導奨励に関すること。
- 酪農振興に関すること。
- 草地改良に関すること。
- 家畜衛生に関すること。
- 漁業経営合理化促進に関すること。
- 水産業協同組合指導に関すること。
- 内水面漁業振興に関すること。
- 蚕業技術普及に関すること。
- 養蚕経営改善に関すること。

名称	位置	管轄区域
鳥取県岩美農業改良普及所	岩美郡岩美町	岩美町
鳥取県鳥取農業改良普及所	鳥取市	鳥取市、国府町及び福部村
鳥取県八頭東部農業改良普及所	八頭郡那家町	那家町、船岡町、八東町及び若桜町

第一百八条 地方農林振興局長は、地域農林水産業振興計画の樹立及び実施のため、地域内に設置されている農業改良普及所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、蚕業指導所及び干拓事業所を指揮統括する。

第二款 農業改良普及所

(名称、位置及び管轄区域)

第九十九条 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第十四条の六第一項の規定により設置された農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域は、鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第四十一号)の規定により、次のとおりである。

鳥取県八頭西部農業改良普及所	八頭郡用瀬町	河原町、用瀬町、智頭町及び佐治村
鳥取県気高農業改良普及所	気高郡気高町	気高町、鹿野町及び青谷町
鳥取県東伯東部農業改良普及所	東伯郡北条町	羽合町、東郷町、北条町、大柴町及び泊村
鳥取県東伯西部農業改良普及所	東伯郡赤碕町	東伯町及び赤碕町
鳥取県倉吉農業改良普及所	倉吉市	倉吉市、三朝町及び関金町
鳥取県西伯東部農業改良普及所	西伯郡大山町	淀江町、大山町、名和町及び中山町
鳥取県米子農業改良普及所	米子市	米子市、境港市、西伯町、会見町、岸本町、伯仙町及び日吉津村
鳥取県日野北部農業改良普及所	日野郡江府町	日野町、江府町及び溝口町
鳥取県日野南部農業改良普及所	日野郡日南町	日南町

(分掌事務)

第一百十条 農業改良普及所は、農業改良助長法第十四条の六第二項の規定による改良普及員の行なう事務の連絡調整その他農業及び農民生活の改善に関する科学的

- 二十二 庶務に関すること。
- 林業課
- 一 森林組合その他林業団体の指導に関すること。
- 二 林業金融に関すること。
- 三 林産物の生産指導に関すること。
- 四 木炭の県営検査に関すること。
- 五 木材業者及び製材業者登録に関すること。
- 六 鳥獣保護及び狩猟に関すること。
- 七 県営林事業に関すること。
- 八 森林国営保険に関すること。
- 九 林業技術普及に関すること。
- 十 林業経営指導に関すること。
- 十一 森林計画の実行に関すること。
- 十二 林業構造改善に関すること。
- 十三 造林及び林業種苗に関すること。
- 十四 森林の病害、虫害及び獣害防除に関すること。
- 十五 特殊林産物の生産指導に関すること。
- 十六 保安林の保護取締に関すること。

- 十七 林野の保全及び災害復旧に関すること。
 - 十八 治山及び林業に属する地すべり防止に関すること。
 - 十九 林道に関すること。
 - 耕地課
 - 一 土地改良に関すること。
 - 二 耕地整理に関すること。
 - 三 河水統制及び農業土木調査に関すること。
 - 四 農地関係資材に関すること。
 - 五 耕地の災害復旧に関すること。
 - 六 土地改良区に関すること。
 - 七 農業水利改良に関すること。
 - 八 地盤変動対策に関すること。
 - 中海干拓課
 - 一 中海干拓事業に係る関係機関の連絡調整に関すること。
 - 二 中海淡水化に伴う土地改良事業に関すること。
- (他の機関に対する指揮統括権)

技術及び知識の総合的な普及指導に関する事務を分掌する。

(内部組織)

第百十一条 農業改良普及所に支所を置く。

2 支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
鳥取県米子農業改良普及所	境港市		

第三款 農業試験場

(設置)

第百十二条 農業試験場を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県農業試験場	鳥取市		

(分掌事務)

第百十三条 農業試験場は、次の各号に掲げる農業に係る試験研究、調査等の事務を分掌する。

- 一 農業経営技術の改善に関する事。

二 農作物(果樹及び桑を除く。)の品種改良及び育成並びに栽培に関する事。

三 土壤肥料に関する事。

四 肥料の分析及び鑑定に関する事。

五 農作物の病害虫防除に関する事。

六 農業機械化に関する事。

七 有用菌の育成に関する事。

八 農業に係る各種研究の総合調整に関する事。

九 その他農業の振興に関する事。

(内部組織)

第百十四条 農業試験場に、庶務係、技術連絡室、作物

科、園芸科、病虫害科、土壤肥料科、低位生産科、経営

科、農機具科、肥料検査室及び分場を置く。

2 分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
鳥取県農業試験場東伯分場	倉吉市		
鳥取県農業試験場西伯分場	境港市		

第四款 果樹試験場

(設置)

第百十五条 果樹試験場を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県果樹試験場	東伯郡赤碕町		

(分掌事務)

第百十六条 果樹試験場は、次の各号に掲げる果樹園芸に係る試験研究、調査等の事務を分掌する。

一 果樹の品種改良及び栽培に関する事。

二 果樹に関する土壤肥料に関する事。

三 果樹の病害虫に関する事。

四 果樹に関する機械器具に関する事。

五 果実の加工利用に関する事。

六 果樹に関する物件の分析及び鑑定並びに種苗の育成配付に関する事。

七 果樹栽培技術者の養成に関する事。

八 その他果樹園芸の振興に関する事。

(内部組織)

第百十七条 果樹試験場に庶務係、栽培第一科、栽培第

二科及び分場を置く。

2 分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
鳥取県果樹試験場津ノ井分場	鳥取市		

第五款 農産加工所

(設置)

第百十八条 農産加工所を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県農産加工所	境港市		

(分掌事務)

第百十九条 農産加工所は、農産物加工の試験研究及び技術指導事務を分掌する。

(内部組織)

第百二十条 農産加工所に庶務係及び研究科を置く。

第六款 畜産試験場

(設置)
第二百一十一条 畜産試験場を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県畜産試験場		東伯郡赤碓町	

(分掌事務)

- 第二百一十二条 畜産試験場は、次の各号に掲げる大家畜に係る試験研究、調査等の事務を分掌する。
- 一 家畜の改良繁殖、管理、飼育方法、育成、肥育及び飼料に関すること。
 - 二 家畜の人工授精に関すること。
 - 三 種畜の後代検定に関すること。
 - 四 飼料作物及び牧草の栽培利用に関すること。
 - 五 畜産経営技術の改善に関すること。
 - 六 厩肥の利用に関すること。
 - 七 種畜及び精液の配付に関すること。
 - 八 その他畜産振興に関すること。

(内部組織)

第二百一十三条 畜産試験場に庶務係、和牛科、乳牛科、草地飼料科及び繁殖科を置く。

第七款 中小家畜試験場

(設置)
第二百一十四条 中小家畜試験場を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県中小家畜試験場		米子市	

(分掌事務)

- 第二百五条 中小家畜試験場は、次の各号に掲げる中小家畜に係る試験研究、調査等の事務を分掌する。
- 一 畜産経営技術の改善に関すること。
 - 二 家畜の改良繁殖、管理、飼育方法、育成、肥育及び飼料に関すること。
 - 三 家畜の経済能力検定に関すること。
 - 四 家畜の人工授精に関すること。
 - 五 自給飼料に関すること。
 - 六 飼料の分析及び鑑定に関すること。

- 七 畜産物の加工利用に関すること。
- 八 種畜及び種卵の配付に関すること。
- 九 その他畜産振興に関すること。

(内部組織)

第二百二十六条 中小家畜試験場に庶務係、養豚科、養鶏科及び飼料科を置く。

第八款 蚕業試験場

(設置)
第二百二十七条 蚕業試験場を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県蚕業試験場		倉吉市	

(分掌事務)

- 第二百二十八条 蚕業試験場は、次の各号に掲げる蚕業に係る試験研究、調査等の事務を分掌する。
- 一 原蚕種の製造及び配付に関すること。
 - 二 蚕桑に関する試験及び調査に関すること。
 - 三 桑種苗及び標本等の配付に関すること。

(内部組織)

第二百二十九条 蚕業試験場に庶務係、原蚕桑園科及び蚕糸化学科を置く。

第九款 農業講習施設

第三十条 鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号)第二十条の規定により設置された農業講習施設の名称、位置及び分掌事務は、次のとおりである。

名	称	位	置	分掌事務
鳥取県立経営伝習農場		東伯郡関金町		農村の青少年に科学的かつ合理的農業経営に必要な技術を伝習し、中堅青少年の養成を行なうこと。
鳥取県立農業講習所		鳥取市		改良普及員等の養成及び再教育並びに農村中堅青少年の養成を行なうこと。
				近代的な農業経営を担当す

鳥取県立農業指導者養成所

東伯郡関金町

るのにふさわしい者を養成するため、農村青壮年の研修を行なうこと。

鳥取県立畜産講習所

東伯郡赤碓町

大家畜に関する畜産に必要な知識と技術の授け、農村中堅実務者の再教育及び養成を行なうこと。

鳥取県立中小家畜講習所

米子市

中小家畜に関する畜産に必要な知識と技術の授け、農村中堅実務者の再教育及び養成を行なうこと。

鳥取県立蚕業技術員養成所

倉吉市

蚕糸業に必要な知識と技術を授け、蚕業技術者又は農村中堅実務者の養成を行なうこと。

(内部組織)

第百三十一条 次の表の上欄に掲げる農業講習施設に、当該下欄に掲げる係を置く。

鳥取県立経営伝習農場

庶務係・経営係・研修係

第十款 病害虫防除所
(名称、位置及び管轄区域)
第百三十二条 病害虫防除所設置条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第二十五号)第二条の規定により設置された病害虫防除所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取県岩美病害虫防除所	鳥取市	岩美郡
鳥取県鳥取病害虫防除所	鳥取市	鳥取市
鳥取県八頭病害虫防除所	八頭郡那家町	八頭郡
鳥取県気高病害虫防除所	気高郡気高町	気高郡
鳥取県東伯病害虫防除所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西伯病害虫防除所	米子市	境港市及び西伯郡
鳥取県米子病害虫防除所	米子市	米子市

鳥取県日野病害虫防除所

日野郡日野町

日野郡

(分掌事務)

第百三十三条 病害虫防除所は、植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第三十二条第四項の規定による植物の検疫、発生予察事業等防除に関する事務を分掌する。

第十一款 家畜保健衛生所

(名称、位置及び管轄区域)

第百三十四条 鳥取県家畜保健衛生所条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第三十六号)第一条の規定により設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取家畜保健衛生所	鳥取市	鳥取市及び岩美郡
鳥取県船岡家畜保健衛生所	八頭郡船岡町	八頭郡
鳥取県浜村家畜保健衛生所	気高郡気高町	気高郡

名称	位置	管轄区域
鳥取県倉吉家畜保健衛生所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県所子家畜保健衛生所	西伯郡大山町	西伯郡のうち中山町及び淀江町
鳥取県米子家畜保健衛生所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡のうち、西伯郡、会見町、岸本町、伯仙町及び日吉津村
鳥取県溝口家畜保健衛生所	日野郡溝口町	日野郡のうち、溝口町、江府町及び日野町
鳥取県生山家畜保健衛生所	日野郡日南町	日野郡日南町

(分掌事務)

第百三十五条 家畜保健衛生所は、家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)第三条の規定による家畜の伝染病の予防、家畜の試験、検査等に関する事務を分掌する。

第十二款 放牧場

(設置)

第百三十六条 放牧場を次のとおり置く。

名称	鳥取県菅大山放牧場
位置	西伯郡大山町、西伯郡岸本町及び日野郡溝口町にわたる位置

(分掌事務)
 第三百三十七条 放牧場は、牛又は馬の預託放牧事務を分掌する。

第十三款 繭検定所

(設置)

第三百三十八条 繭検定所を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県繭検定所	米子市

(分掌事務)

第三百三十九条 繭検定所は、蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)第十五条第二項の規定による繭の品位の検定に関する事務を分掌する。

(内部組織)

第四百十条 繭検定所に庶務係及び業務係を置く。

第十四款 蚕業指導所

(設置)

第四百十一条 蚕業指導所を次のとおり置く。

名称	位置	管轄区域
鳥取県鳥取蚕業指導所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡
鳥取県八頭蚕業指導所	八頭郡那家町	八頭郡
鳥取県東伯蚕業指導所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県西伯蚕業指導所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県日野蚕業指導所	日野郡日野町	日野郡

(分掌事務)

第四百十二条 蚕業指導所は、蚕業技術の改良普及を図り、本県蚕業の発展に寄与するため、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 蚕糸業に関する知識の向上に関すること。
- 二 蚕業技術の改良普及に関すること。

00002

名称	位置
鳥取県林業試験場	鳥取市

第四百十三条 林業試験場を次のとおり置く。

(設置)

- 三 蚕種又は桑苗の検査に関すること。
- 四 蚕又は桑の病害虫の防除に関すること。
- 五 その他地方における蚕業の振興に関すること。

第十五款 林業試験場

(分掌事務)

第四百十四条 林業試験場は、次の各号に掲げる林業に係る試験研究、調査等の事務を分掌する。

- 一 森林施業及び経営に関すること。
- 二 林業種苗に関すること。
- 三 森林保護に関すること。

(内部組織)

- 四 森林土壌に関すること。
- 五 森林気象に関すること。
- 六 林業機械に関すること。
- 七 特殊林産物に関すること。
- 八 林産物の加工及び利用に関すること。
- 九 林野荒廃防止及び復旧に関すること。
- 十 その他林業の改良発達に関すること。

第四百十五条 林業試験場に庶務係、経営科及び造林科を置く。

第十六款 水産試験場

(設置)

第四百十六条 水産試験場を次のとおり置く。

名	称	位	置
鳥取県水産試験場		岩美郡岩美町	

(分掌事務)

第四百四十七条 水産試験場は、次の各号に掲げる水産業に係る試験研究、調査等の事務を分掌する。

一 漁撈、製造、養殖等についての試験研究及び調査に関すること。

二 種苗及び種卵の育成配付に関すること。

三 水産に関する鑑定分析に関すること。

四 その他水産技術の指導に関すること。

(内部組織)

第四百四十八条 水産試験場に庶務係、海洋科、生産化学科及び分場を置く。

2 分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
鳥取県水産試験場境港分場		境港市	

第十七条 水産会館

(名称及び位置)

第四百四十九条 鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十号)

第二条の規定により設置された水産会館の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立境港水産会館		境港市	

(分掌事務)

第五百十条 水産会館は、境魚港における水産関係者等の利用に供するための事務を分掌する。

第十八条 魚市場

(名称及び位置)

第五百十一条 鳥取県境港魚市場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号)

名	称	位	置
鳥取県境港魚市場		境港市	

(分掌事務)

第五百十二条 魚市場は、水産物の卸売等の業務を行なわせるための事務を分掌する。

第十九条 干拓事業所

(設置)

第五百十三条 干拓事業所を次のとおり置く。

名	称	位置	管轄区域
鳥取県中海干拓事業所		米子市	米子市

(分掌事務)

第五百十四条 干拓事業所は、干拓建設事務を分掌する。

第六節 土木部の所管に属する機関

第一款 土木出張所

(設置)

第五百十五条 土木出張所を次のとおり置く。

名	称	位	置	管轄区域
鳥取県鳥取土木出張所		鳥取市		鳥取市、岩美郡及び気高郡
鳥取県郡家土木出張所		八頭郡郡家町		八頭郡
鳥取県倉吉土木出張所		倉吉市		倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子土木出張所		米子市		米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県根木土木出張所		日野郡日野町		日野郡

(内部組織及び分掌事務)

第五百十六条 次の表の上欄に掲げる土木出張所ごとに、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

鳥取県鳥取土木出張所			鳥取県倉吉土木出張所			鳥取県那家土木出張所			鳥取県米子土木出張所		
総務課	用地課	工務課	総務課	用地課	工務課	総務課	用地課	工務課	総務課	用地課	工務課
庶務係・管理係		改良係・補修係・河港係	庶務係・管理係・建築係		改良係・補修係・河港係	庶務係・管理係		改良係・補修係・河港係	庶務係・管理係		改良係・補修係・河港係

鳥取県根雨土木出張所		
総務課	用地課	工務課
庶務係・管理係		改良係・補修係・河川係

2 前項に掲げるもののほか、土木出張所に駐在所を置く。

3 駐在所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県鳥取土木出張所浦富駐在所	岩美郡岩美町
鳥取県鳥取土木出張所浜村駐在所	気高郡気高町
鳥取県那家土木出張所智頭駐在所	八頭郡智頭町
鳥取県那家土木出張所若桜駐在所	八頭郡若桜町
鳥取県倉吉土木出張所八橋駐在所	東伯郡東伯町
鳥取県米子土木出張所境港駐在所	境港市
鳥取県根雨土木出張所生山駐在所	日野郡日南町

4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

- 一 道路、河川、港湾及び建設省所管の国有財産の境界査定、交換及び用途廃止に関すること。
 - 二 建築及び住宅行政に関すること。(鳥取土木出張所、那家土木出張所及び根雨土木出張所を除く。)
 - 三 県営住宅の管理事務に関すること。(鳥取土木出張所を除く。)
 - 四 火薬類に関すること。(鳥取土木出張所及び那家土木出張所を除く。)
 - 五 その他他課の所管に属しない土木行政に関すること。
 - 六 庶務に関すること。
- 用地課
- 一 道路、河川、港湾その他土木に関する工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。
 - 二 土木工事等に係る損害の賠償又は補償に関すること。

三 不動産の登記に関すること。

工務課

- 一 建設工事の調査設計に関すること。
 - 二 建設工事の施行及び指導監督に関すること。
 - 三 道路手の業務監督に関すること。
 - 四 その他土木技術に関すること。
- 第七節 職制及び職務
- (職制)
- 第二百五十七条 地方機関及びその内部組織に、それぞれその長を置く。
- 2 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、地方機関に次長(病院にあつては、副院長)を、内部組織である部(病院にあつては、事務科)に次長を、課、室、科(病院の科を除く。)又は係に主任を、病院の科(看護科、薬剤科及び事務科を除く。)に副院長を、病院等の看護科に婦長を置くことができる。
- 第一百五十八条 前条に定めるもののほか、地方機関に吏

員その他の職員を置く。

第六十一条 社会保険事務所は、社会保険及び国民年金に関する事務を分掌する。

(事務分担)

第五十九条 前条の職員の分担事務は、地方機関の長がそれぞれ定めるものとする。

(内部組織)

第五章 その他の機関

第六十二条 社会保険事務所に庶務課、業務課、徴収課及び国民年金業務課を置く。

第一節 社会保険事務所

第二節 陸運事務所

(名称、位置及び管轄区域)

(名称、位置及び管轄区域)

第六十条 地方自治法施行規程第七十三条第一項の規定により設置された社会保険事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

第六十三条 陸運事務所設置条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十七号)第一条の規定により設置された陸運事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名	称	位置	管轄区域
米子社会保険事務所		米子市	米子市、境港市、西伯郡、日野郡及び東伯郡のうち大栄町、東伯町及び赤碕町

(分掌事務)

名	称	位置	管轄区域
鳥取県陸運事務所		鳥取市	鳥取県の区域

(分掌事務)

る。

(内部組織)

第六十五条 陸運事務所に輸送課、整備課及び登録資料課を置く。

第六章 雑則

(分掌事務の主管が明らかでない事務の処理)

第六十六条 分掌事務の主管が明らかでない事務を処理する必要がある場合は、部内にあつては部長が、二部以上にわたる場合にあっては知事が主管機関を指定するものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この規則による、改正前の鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)により行なわれた手続、その他の行為は、この規則の相当規定により行なわれたものとみなす。